

## 関西ネットワークシステム会則

(名称)

第1条 本会の名称は、関西ネットワークシステム（Kansai Network System）と称します。ただし、通称名として、KNSを併用します。

(目的)

第2条 本会は地域の自立のために重要な産学官民の有機的なネットワークを形成するため、広範な交流を図り、社会に貢献する関西の科学技術と産業の振興を図るとともに地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行うこととします。

- (1) 定期的な会員の交流会
- (2) ワークショップなどを中心とした研究活動の推進
- (3) 会員相互の情報交流、研究交流
- (4) 内外関連団体などとの連絡、交流、協力
- (5) 各種情報の収集と活用

(構成)

第4条 本会はKNSの目的達成に賛同する個人の会員をもって構成します。

- 2 会員の申込は、会員2名以上の推薦を必要とします。
- 3 会員は、前条に掲げる事業に参加することができます。
- 4 本会の代表者は会員全員とします。

(事務局)

第5条 事務局は世話人が担うこととします。

(退会)

第6条 会員は本人の申し出により退会することができます。

- 2 会員が毎年度末の更新手続きを行わない場合は退会したものとみなします。なお、交流会等への参加意思の有無については必ず通知するよう努めていただきます。
- 3 退会者に推薦を受けていた会員は自動的に退会となります。
- 4 退会後に会員2名以上の推薦があれば再入会を認めます。

(会員の禁止事項)

第7条 会員は、次の事項に該当するまたはそのおそれのある行為は禁止とします。

- (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 法令に違反する行為
  - (3) 選挙運動もしくはこれに類似する行為、または宗教等への勧誘などの行為
  - (4) 他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為（著作権・肖像権・知的財産権の侵害、誹謗・中傷など）・KNSの活動や運営を妨害する行為
  - (5) KNSが承認していない営業行為
  - (6) KNSによって提供された制作物等の内容の無断転載及び再配布
- 2 会員が前項に掲げる事項に該当する場合は会員資格が喪失されます。

(経費)

第 8 条 交流会開催等の事業に必要な経費は、会員の各参加者が負担することとします。

(会則の改廃)

第 9 条 本会則の改廃は、必要に応じて KNS の世話人会議の議を経て行うこととします。

(雑則)

第 10 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

附則

(施行期日)

この会則は、平成 15 年 6 月 14 日から施行することとします。

附則 (平成 16 年 2 月 20 日改正)

第 4 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 9 条の各改正規定は平成 16 年 2 月 23 日から施行することとします。

附則 (平成 16 年 5 月 22 日改正)

第 4 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 7 条第 2 項の各改正規定は平成 16 年 5 月 22 日から施行することとします。